

## ○天塩町制限付一般競争入札（事後審査型郵送方式）実施要領

令和4年5月12日 告示第53号

### （目的）

第1条 この要領は、天塩町が発注する建設工事に係る競争入札を、郵送方式による事後審査型一般競争入札（以下「事後審査型郵便入札」という。）の方法により実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

### （対象工事）

第2条 事後審査型郵便入札の実施の対象となる工事は、予定価格が130万円を超える工及び制限付一般競争入札によることが適当であると認める工事について実施するものとする。

### （入札の公告）

第3条 町長は、対象工事を事後審査型郵便入札に付するときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6及び天塩町契約規則（平成18年規則第12号）第3条の規定により、次の各号に掲げる方法により掲示及び公告するものとする。

- （1） 広告式条例（昭和27年条例第15号）に定める掲示場に掲示
- （2） 天塩町公式ホームページへの掲載
- （3） 建設関係新聞等への掲載

2 前項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

- （1） 入札に付する工事に関する事項（工事名、工事場所、工期、工事の概要等）
- （2） 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- （3） 契約条項に関する事項及び設計図書等（設計書、設計図面、共通仕様書及び特記仕様書をいう。以下同じ。）を示す方法に関する事項
- （4） 入札書等（入札書、工事費内訳書及び当該対象工事の入札公告で提出が必要な書類をいう。以下同じ。）の提出方法並びに入札の執行及び開札に関する事項
- （5） その他本競争入札の手続に関し必要な事項

### （入札参加資格要件）

第4条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格要件」という。）は、天塩町建設工事入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）で、入札公告日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- （1） 対象工事に共通する入札参加資格要件
  - ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。
  - ウ 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成19年告示第90号）の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
  - エ 有効な経営事項審査を有している者であること。
- （2） 工事ごとに定める入札参加資格要件
  - ア 入札に付する工事に対応した有資格者であること。

- イ 業種に関する要件を満たしている者であること。
- ウ 資格評点数に関する要件を満たしている者であること。
- エ 事業所等の所在地に関する要件を満たしている者であること。
- オ 過去10年間に、類似公共工事の元請としての施工実績があること。
- カ 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事に専任で配置できること。
- キ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- ク 発注工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- ケ 共同企業体の場合にあっては、アからクのほか、別に定める共同企業体としての要件も満たしていること。

なお、共同企業体として参加する場合は、その構成員は単体企業又は、他の共同企業体の構成員として参加することはできない。

(入札参加資格要件の決定)

第5条 町長は、入札参加資格要件を定めようとするときは、天塩町入札参加資格審査委員会の審議に付し、決定するものとする。

(入札の参加申請)

第6条 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、第6号及び第7号に掲げるものについては、該当がある者のみ、その提出をするものとする。

- (1) 天塩町制限付一般競争入札（事後審査型郵送方式）参加資格審査申請書（別記第1号様式）
- (2) 類似工事施工実績調書（別記第2号様式）
- (3) 類似工事施工実績を証明する書面（工事实績証明書（別記第3号様式）又はこれに代わる書面（契約書等の写し））
- (4) 配置予定技術者調書（別記第4号様式）
- (5) 特定関係調書（別記第5号様式）
- (6) 建設工事共同企業体協定書の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 申請書等の提出方法は、入札書（工事費内訳書を含む。）と共に郵送により提出しなければならない。

(契約条項及び設計図書等)

第7条 町長は、契約条項及び設計図書を天塩町ホームページに掲載するとともに、必要に応じ設計図書等については、主務課において閲覧に供するものとする。

2 前項の掲載及び閲覧は、第12条第1項に規定する入札書提出期限まで行うものとする。

(現場説明)

第8条 現場説明会は、原則として行わないものとする。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第9条 設計図書等に対する質問は、入札公告に定める日時までに、電子メール又はファクシミリにより受け付けるものとする。(別記第6号様式)

2 町長は、前項の規定による質問に対する回答を、速やかに天塩町ホームページへ掲載するものとする。(別記第6号様式)

(工事費内訳書の提出)

第10条 町長は、入札書の提出に併せ、入札参加者全員から対象工事に係る工事費内訳書の提出を求めるものとする。

(入札書等の郵送方法等)

第11条 入札参加希望者は、入札書及び申請書等を同封し、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、入札公告に指定する場所に提出しなければならない。

(入札書等の提出期限等)

第12条 入札書等の提出期限は、原則として、入札公告に示す開札日の前々日(天塩町の休日を定める条例(平成元年条例第27号)の規定に基づく休日(以下「休日」という。)を含まない。)までとする。

2 入札書等は、提出期限までに前条に規定する提出先に到達しなければならないものとし、提出期限を過ぎて到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

(開札の立会)

第13条 町長は、入札事務に関係のない職員2名以上を開札に立ち合わせるものとする。

(開札)

第14条 開札は、公告に記載した開札日時に行うものとする。

2 開札の結果、最低の価格となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、前条の入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。

3 落札者の決定に当たっては、天塩町最低制限価格実施要領(平成25年告示第57号)を適用するものとする。

(落札者の決定及び入札参加資格の確認)

第15条 町長は、最低価格入札者(最低制限価格制度により失格となった者を除く。以下同じ。)

に対して入札参加資格の有無を開札日より2日以内に確認し、入札参加資格がある場合は、当該最低価格入札者を落札者とする。最低価格入札者に入札参加資格がないと認めた場合は、当該最低価格入札者の入札価格の次に低い価格をもって入札をした者(以下「次順位入札者」という。)を最低価格入札者とみなして、前項の確認を行うものとする。この場合において、次順位入札者に入札参加資格がある場合は、当該次順位入札者を落札者とし、次順位入札者に入札参加資格がないと認めた場合は、本項の規定による手続を落札者が決定するまで繰り返すものとする。

2 前項の規定により、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を記載した文書により当該申請者に通知(別記第7号様式)しなければならない。

3 入札参加資格を認められなかった入札参加希望者は、町長が定める日までに、その理由について説明を求められることができるものとし、町長は説明を求められた場合は、入札参加資格に係る理由説明書(別記第8号様式)により説明するものとする。

(落札者の通知)

第 16 条 町長は、落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に結果を通知するものとする。

(別記第 9 号様式)

(入札結果の公表)

第 17 条 事後審査型郵便入札の結果については、入札後にその入札結果を公表するものとし、次の各号に掲げる方法により公表するものとする。

(1) 天塩町公式ホームページへの掲載

(2) 建設関係新聞等への掲載

(手続の標準的日数)

第 18 条 事後審査型郵便入札の手続の運用に当たっては、別紙 1 に示す標準的日数を参考にし  
て行なうものとする。

(入札の延期、中止、取消し)

第 19 条 町長は、事後審査型郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができるものとする。

2 町長は、入札参加者がいないとき、又は第 14 条第 2 項に規定する入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がある者がいないときは、当該事後審査型郵便入札を中止する。

(委任)

第 20 条 この要領の実施に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、公布の日から施行する。